

令和 2年 第 1 回 筑前町議会臨時会会議録	
招集年月日	令和 2年 5月 8日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 2年 5月 8日 (金) 10時 00分
閉 会	令和 2年 5月 8日 (金) 11時 14分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1番 寺 原 裕 明</p> <p>2番 柳 雅 明 3番 持 山 英 幸</p> <p>4番 石 橋 里 美 5番 木 村 和 彦</p> <p>6番 深 野 良 二 7番 田 口 讓 司</p> <p>8番 山 本 一 洋 9番 奥 村 忠 義</p> <p>10番 山 本 久 矢 11番 木 村 博 文</p> <p>12番 河 内 直 子 13番 横 山 善 美</p>
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太</p> <p>企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美</p> <p>税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</p> <p>健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛</p> <p>建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣</p> <p>農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎</p> <p>福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ども 課 長 一 木 眞 澄</p> <p>教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 議会事務局長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美</p>

議 事 録

令和2年第1回臨時会

令和2年5月8日（金）

開 会	
議 長	<p>改めましておはようございます。本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。</p> <p>ただいまから、令和2年第1回筑前町議会臨時会を開会します。</p> <p>執行部席については、密接を避けるため、席の間隔をあけております。中央部の席が座りづらいと思いますが、ご了承ください。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、13番 横山善美議員及び1番 寺原裕明議員を指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日5月8日の1日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	異議なしと認めます。
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和2年第1回臨時会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、本臨時会の主題はコロナ対策議会でございます。</p> <p>まずもって、今回のコロナ感染対策の最前線で働いておられます医療従事者や関係者の方々のご尽力に心から敬意と感謝を申し上げます。ご苦労さまです。ありがとうございます。</p> <p>さて、ご案内のとおり、国は新型コロナウイルス感染症対策として非常事態宣言を延長し、本町も県の対策方針を受けて不要不急の外出などの自粛規制を5月31日まで延長としております。</p> <p>また、国では、経済対策事業として、国民1人当たり10万円の特別定額給付金を初めとする各種の支援策が決定されました。</p> <p>町では、国会可決後、急ピッチで準備を進め、本議会で議決いただければ、今月12日の受付開始、下旬の交付に向けて事務作業を進めているところです。</p> <p>あわせて、筑前町では、国県の緊急支援対策を受けて、本町の特性と緊急性を鑑み、町独自の支援策も今回提案するものでございます。</p> <p>まず、本町の産業構造や外出自粛により、中小企業や小規模事業者、農業者の減収に対する支援金を、国県事業に上乗せして10万円給付するものです。</p> <p>次に、子育て支援でございます。</p> <p>休校を余儀なくされている小中学校の児童生徒、保護者に対する支援として、教材等へ利用できる図書カード交付、中学生おうちでアフタースクール、学校給食費3カ月免除など、家族の経済事情による学業への格差が生じないための支援でもございます。</p> <p>また、保育所、幼稚園につきましては、休業が困難な施設でもありますし、3密状態確保に特段の努力が必要であるとの認識のもとでの支援でございます。</p>

さらに、ちくぜん食の仕送り便につきましては、4月15日に町と商工会幹部との意見交換会の中から提案された町商工会の連携事業でもあります。

全国から筑前町へ帰省あるいは訪問等ができない方々へのふるさと筑前町の食材を仕送りし、その送料を町が支援しようとするものです。これは、既決予算内での実施でございます。

財源につきましては、仕送り便以外の事業の財源は、ふるさと納税を充当させていただくことにしております。

いずれにいたしましても、今回は緊急支援でございます。国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が決定され、筑前町も昨日、速報を受けております。今後、国の事業説明会等を受けて、新たな支援策を構築したいと思います。

そして、コロナショック後のまちづくりは、地方への定住志向が高まり、本町が目指す、67キロ平米の中で人口3万人規模の「とかいなか」こそ未来があると信じます。

それでは、本日提案します議案等7案件の提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、農災第9号茶屋原地区ため池災害復旧工事を施行するにあたり、工事内容の変更に伴い工事請負契約を変更する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴い工事請負契約を変更する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、筑前町税条例等の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

議案第22号 筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者への傷病手当金の支給に関する特例を定めるものであります。

議案第23号 令和2年度筑前町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正額31億8,355万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ157億7,464万円とするものです。

増額補正する主なものは、新型コロナウイルス感染症における経済対策としての特別定額給付金に係る事業費29億9,770万3,000円などを追加するものです。

議案第24号、令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額27万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ32億759万1,000円とするものです。

以上、ご提案申し上げますので、慎重にご審議をいただき賛同賜りますようお願い申し上げます。並びあいさつに提案理由の説明といたします。

失礼いたしました。私、裏面の第1行目の一番最後のほうでありますけれども、地方税法施行令を地方自治法と申し上げました。おわびして訂正いたします。正確

	には、地方税法施行令でございます。[訂正済] よろしくお願ひいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（農災第9号茶屋原地区ため池災害復旧工事請負契約の変更）」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>建設課長</p>
建設課長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>本日付、提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては先ほど町長より説明がございましたので省略させていただきます。</p> <p>内容につきましては次の3ページをお開きください。</p> <p>令和2年、専決第2号、専決処分書。</p> <p>平成31年3月22日付け第25号議案をもって議決された工事請負契約の締結（農災第9号茶屋原地区ため池災害復旧工事）に係る議決内容の一部を別添のとおり専決処分する。</p> <p>令和2年3月16日付、町長名でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>工事請負契約の変更内容を記載いたしております。この工事につきましては平成30年度からの繰越分でございます。</p> <p>説明につきましては、従前より変更ない内容につきましては説明を省略させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事名は従前のとおりでございます。 2. 契約の方法 変更後、随意契約。 3. 請負契約額 税込みで、変更前が1億152万円、変更後が1億3,827万2,100円で、差し引きの3,675万2,100円の増額でございます。 4. 工事請負人につきましては従前のとおりでございます。 <p>参考でございますが、1の工事箇所も従前のとおりでございます。</p> <p>2の工事概要につきましては、別紙別表のとおりで、3の工期につきましては、平成31年3月25日から令和2年3月19日まででございます。</p> <p>主な工事の変更内容につきましては、別表の土工、ため池堤防の築造工のうち、購入土の増によるものでございます。</p> <p>この堤体の築造の復旧につきましては、当初、国の査定の折に、極力使えるものにつきましては使用しなさいということで、国のほうから指示、承認を頂いておりました。</p> <p>今回の復旧工事に伴いまして、ため池堤体の安全性を保つため、被災部と残存部の堤体を一体的に施工し、その関係で残存堤体の土質材料を流用土から新材に変更したためでございます。</p> <p>さらに取水施設工設置箇所につきましても、先ほどと同様、全て新材のほうに変更したためでございます。</p> <p>この変更内容につきましては、九州農政局、あるいは福岡財務支局とも協議を行いまして、重要変更の承認を頂いておりましたので、全て補助対象見込みというこ</p>

	<p>とになります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(農災第9号茶屋原地区ため池災害復旧工事請負契約の変更)」を採決します。</p> <p>本件は承認することに賛成の方、挙手願ひします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更)」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>建設課長</p>
建設課長	<p>それでは、議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>本日付、提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましても先ほど町長より説明がございましたので省略させていただきます。</p> <p>次の6ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年専決第3号、専決処分書。</p> <p>平成31年3月15日付け第21号議案をもって議決された工事請負契約の締結(農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事)に係る議決内容の一部を別添のとおり専決処分する。</p> <p>令和2年3月18日付、町長名でございます。</p> <p>次の7ページをお願いいたします。</p> <p>工事請負契約の変更内容でございます。この工事につきましても平成30年度からの繰越分でございます。先ほど同様、変更の内容につきましても説明を省略させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事名は従前のとおりでございます。 2. 契約方法 変更後、随意契約。 3. 請負契約額 税込みで、変更前が5,616万、変更後5,814万円で、差引きの198万円の増額でございます。 4. 工事請負人につきましては従前のとおりでございます。 <p>参考のところでございます。1の工事箇所につきましても従前のとおりでございます。</p> <p>2の工事概要につきましては別表のとおりでございます。</p> <p>3の工期につきましては、平成31年3月1日から令和2年3月19日まででござ</p>

	<p>ございます。</p> <p>主な変更の内容につきましては、頭首工本体の築造が河川内の工事であることから、施工の安全対策として分割施工を行うことによる型枠等の増高でございます。</p> <p>県の災害復旧工事も上流のほうで行われた関係もございまして、一体的な施工が困難でございました。そういった関係で型枠等が増えたということでございます。</p> <p>さらに、河川護岸の上部に施工しております間知ブロックの擁壁につきましても、現地状況を調査しながら、施工面積を増高したことによる変更でございます。</p> <p>変更の増につきましては全て補助対象となる見込みでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>はい、質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(農災第6号小川原地区頭首工災害復旧工事請負契約の変更)」を採決します。</p> <p>本件は承認することに賛成の方、挙手を願ひます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定)」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>税務課長</p>
税務課長	<p>それでは、議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほどの町長説明のとおりでございます。</p> <p>次のページ、9ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年専決第4号、専決処分書でございます。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。</p> <p>令和2年3月31日付、町長名です。</p> <p>10ページをお願いします。10ページから61ページまでが新旧対照表となっております。非常にボリュームが多く、複雑になっておりますが、条ずれ、項ずれに伴う改正や平成表記を令和表記に改正するもの等も多く含まれておりますので、ここでは、令和2年度の税制改正地方税法等の法律の改正に伴う条例の改正部分の主な点について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、10ページです。</p> <p>第1条、筑前町税条例の一部を次のように改正する。第24条です。24条につきましては、個人住民税の人的非課税措置の見直しを行い、ひとり親を対象に追加するものです。令和3年1月1日施行となりますので、令和3年度分以後の個人住</p>

民税に適用されます。

続きまして第34条の2です。所得控除にひとり親控除を追加する改正です。こちら令和3年1月1日施行となります。

続きまして、ページが少し飛びまして14ページをお願いします。

第54条、第5項です。調査を尽くしても、所有者が1人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、その使用者を所有者とみなすことができるという規定を追加するものです。令和3年度分以後の固定資産税に適用となります。

続きまして17ページをお願いします。

第74条の3についてです。所有者が死亡している場合に、現に所有している者に対し、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を追加するものです。令和2年4月1日以後に現に所有しているものであるということを知った者について適用いたします。

次のページ、18ページです。

第94条第2項です。軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこへの本数換算方法について、令和2年10月1日から、2段階で見直しを行うものです。第1段階として、0.7グラム未満の葉巻たばこが対象となります。令和2年10月1日施行です。

この後、第2条において2段階目の見直しに関する改正が出てまいります。

20ページをお願いいたします。

下のほうです。附則の第3条の2です。租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴うもので、特例基準割合が、延滞金特例基準割合という名称に変更になる改正等になります。令和3年1月1日施行です。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第10条の2の確保につきましては、地方税法附則第15条の法改正に合わせたものとなります。

続きまして、35ページをお願いいたします。

第2条です。第2条、筑前町税条例の一部を次のように改正する。

次の36ページです。第31条第2項、及び、その次のページ、37ページで同条第3項につきましては、法人税法において、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整理を行うものです。令和4年4月1日施行となります。

46ページをお願いいたします。

たばこ税の関係です。先ほど、第1条で触れました第2段階目の見直しに伴う改正です。経過措置として0.7グラム未満の葉巻たばこが対象であったものが、1グラム未満の葉巻たばこに対象が拡大されます。令和3年10月1日の施行です。

48ページをお願いします。

第3条です。筑前町税条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。平成31年改正条例に関する改正です。こちらはほぼ平成から令和の改元に対応したものととなります。

52ページをお願いします。

第4条です。筑前町税条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。平成27年改正条例に関するものです。こちらにつきましても、改元に対応するものとなります。

続いて53ページをお願いします。

第5条です。筑前町税条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。平成28年改正条例に関するものとなります。

54ページの第6条、筑前町税条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。こちらにつきましては平成29年改正条例に関するものです。

	<p>同ページの第7条、筑前町税条例等の一部を改正する条例を次のように改正する。こちらは平成30年改正条例に関するものです。</p> <p>5条から7条につきましても、いずれもほぼ改元に対応するものとなります。</p> <p>59ページをお願いします。</p> <p>最後に、附則になります。第1条、この条例は公布の日から施行するというところで、基本的には令和2年4月1日の公布日からの施行です。ただし、先ほどから説明でも触れましたように、たばこ税であるとか、個人住民税など、それぞれ施行日が設定されているものもごございます。そういった規定を行っております。</p> <p>そのほか、経過措置等があるものについて附則として規定を行っているものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>新旧対照表の23ページと33ページなんですけれども、現行が平成33年、改正後が令和6年になっていますが、両方とも、これは3年間延びるということでしょうか。説明がなかったのでお尋ねします。</p>
議長	<p>税務課長</p>
税務課長	<p>お答えします。</p> <p>3年間延長になるということです。説明が漏れておりました。申しわけありません。</p>
議長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定)」を採決します。</p> <p>本件は承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>健康課長</p>
健康課長	<p>議案書の62ページをお願いいたします。</p> <p>承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては町長の説明もごございますが、それを含め後でご説明申し上げたいと思っております。</p> <p>63ページが専決処分書になります。</p> <p>令和2年専決第5号、3月31日に専決処分したものです。</p>

	<p>64ページをお願いいたします。 このページから67ページまでが新旧対照表となっております。</p> <p>今回の専決処分につきましては、医療費の増高が見込まれる中、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得層の被保険者の負担緩和を図るための措置について講じた地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日施行に伴い本町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したものでございます。</p> <p>64ページの第3条、医療分課税限度額現行61万円から63万円へ改正、介護分納付金課税限度額現行16万円から17万円へ改正し、改正なしの後期高齢者支援金分と合わせ、全体では賦課限度額が96万円から99万円となります。</p> <p>次に、65ページ、軽減措置についての改正でございます。第22条第1項第2号、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を28万円から28万5,000円へ改正。同じく第3号、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を51万円から52万円と改正するものでございます。</p> <p>次に、第24条及び第25条につきましては、現行と内容に変更はございませんが、条文の表記を適切に見直しをしたものでございます。</p> <p>そして、令和2年度税制改正によりまして、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず長期間利用されていない未利用地と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い低利用地の総称を低未利用土地と申し上げますが、これを譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことによりまして、附則第8項及び第9項に該当条項を加え改正するものでございます。</p> <p>最後に附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものであり、附則の第8項及び第9項の改正規定につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑、ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 まず、原案に反対の発言を許可します。 河内議員</p>
河内議員	<p>承認第4号について、反対の立場から討論します。 減額についての配慮はされていますが、基礎課税額を2万円、介護納付金課税額1万円引き上げ、合わせて3万円、後期高齢者支援金分を含め合計で99万円もの国民健康保険税になります。昨年来からの消費税引き上げで、景気はますます落ち込んでいます。99万円もの保険税は、余りにも高額と考えます。 よって、反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許可します。 ございませんか。 (討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。 これから、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）」を採決します。</p>

	本件は承認することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定されました。
日程第8	
議 長	日程第8 議案第22号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	<p>議案書の69ページをお願いいたします。</p> <p>議案第22号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は町長説明のとおりでございますが、今回の提案は、新型コロナウイルスに限定した傷病手当金に係るものとなっております。</p> <p>国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定いたしました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、第2弾の中で、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、支給額について国が特例的な財政支援を行うとの内容が盛り込まれ、国から傷病手当金の支給に向けた条例整備の要請がなされました。</p> <p>このことから、国保制度においては、傷病手当金について条例を制定して支給することができる任意給付となっていることから、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があることから、今回、条例の一部改正を行うものでございます。</p> <p>70ページから71ページの主な内容としましては、支給対象者につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染したものの、または発熱等の症状があり、感染が疑われるものに限り、</p> <p>支給対象となる日数につきましては、医療機関において労務不能と認められた日から3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日です。</p> <p>ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しましては、これを受け取ることができる期間は、傷病手当金は支給いたしません。</p> <p>なお、その受け取ることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給するようになります。</p> <p>支給額につきましては、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に相当する金額に日数を掛けたものが、全体の支給額となります。</p> <p>適用期間につきましては、附則にもございますが、令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のために労務に服することができない期間となっており、入院が継続する場合は、最長1年6カ月までとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	町内に国保加入の事業所は何件ぐらいあるんですか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。

	<p>国保加入の事業所等というのは、ちょっと手持ちもございませんし、データも現在とっておりませんが、これはまた後で補正予算で出てまいりますけども、これ、町内で現在ではございません。どうしても賦課するのは前年度の給与収入者になりますけども、約、町内で2,800人ほどの方が給与収入という形で上がってきているような状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかにご覧いませんか。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>もう1点お尋ねします。</p> <p>附則で、この条例規定は、令和2年1月1日から適用し、令和2年9月30日限り、その効力を失うとあります。9月30日、長引いてほしくないんですけども、それ以降に会社を休んだ方に対しては、どうされようとしていますか。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>国等の指導は9月30日までとなっておりますので、一旦この条例も9月30日までといたします。</p> <p>ただし、今後のこの感染の状況によりましては、国の指導で9月30日から、まだわかりませんが、10月とか11月とか延期される場合はそういった部分の指示等があるかと思っておりますので、それに合わせて条例改正等また検討し上程させていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>これで討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第22号、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	挙手全員です。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第23号「令和2年度筑前町一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の72ページをお願いします。</p> <p>議案第23号「令和2年度筑前町一般会計補正予算(第1号)について」令和2年度前町一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和2年度一般会計補正予算(第1号)をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>令和2年度筑前町一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31億8,355万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億7,464万円とするものです。</p>

今回の補正内容につきましては全て新型コロナウイルス感染症緊急支援事業の予算となります。

歳出のほうから説明をいたします。7ページをお願いします。

2款1項36目特別定額給付金事業費29億9,770万3,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和2年4月27日において、住民基本台帳に記載されている方を対象に、1人につき10万円を支給するものです。3節職員手当等から13節使用料及び賃借料までは支給に関する事務費です。18節負担金補助及び交付金は29億8,600万円で、支給対象者を2万9,860人と見込み、予算計上をいたしております。5月11日に申請書を郵送いたしまして、第1回目の支給日を5月26日としております。

次に、3款2項2目児童措置費335万7,000円の増額です。10節需用費の115万7,000円は、国における保育対策総合支援事業といたしまして、町内保育所に、エタノール消毒液300リットル及びマスク2,000枚を配布するものです。18節負担金補助及び交付金220万円は、町の独自支援事業となります。施設での感染予防対策及び福利厚生支援のため、町内、民間保育所及び幼稚園に支援金を交付するものです。入所児童数100人以上が30万円、50人以上99人以下が20万円、49人以下が10万円の交付といたしております。

6項子育て世帯への臨時特別給付金、4,938万9,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みといたしまして、児童手当を受給する世帯、対象児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給するものです。10節需用費から12節委託料までは、支給にかかわる事務費です。19節扶助費4,804万円は、支給対象児童を4,804人と見込み、予算計上いたしております。6月10日の児童手当支給日に合わせて支給をいたします。

次に、6款1項商工費、1億円の増額です。町の独自支援事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている中小企業、小規模事業者、農業者に対しまして、事業継続のための支援金の給付をするものです。令和2年1月から12月までのいずれか1カ月の売り上げが前年同月比30%以上減少し、国の持続化給付金または福岡県中小企業緊急支援金の給付に該当した方に対しまして、一律10万円を給付するものです。

8ページをお願いします。

9款1項教育総務費3,050万2,000円の増額です。町の独自支援事業といたしまして、小中学校の給食費を給食再開時から3カ月間免除するものです。免除した給食費は、各学校の給食会計補助金として交付をいたします。

次に、9款8項社会教育費、260万円の増額です。町の独自支援事業として、小中学生に1人当たり1,000円の図書カードを交付するものです。

以上が歳出でありますけど、今回補正額のうち、町の独自支援事業費の合計額が1億3,530万2,000円、国の県緊急経済対策事業費の合計額が30億4,824万9,000円となっております。

次に、歳入の説明をいたします。6ページをお願いします。

16款2項2目総務費国庫補助金、29億9,770万3,000円の増額です。特別定額給付金給付事業に対する補助金で、給付金、事務費とも全額補助です。

3目民生費国庫補助金、5,054万6,000円の増額です。保育対策総合支援事業115万7,000円は、保育所への消毒及びマスク配布に伴うもので全額補助です。子育て世代への臨時特別給付金補助金4,938万9,000円につきましても、給付金、事務費とも全額補助です。

	<p>20款2項基金繰入金1億3,530万2,000円の増額です。町の独自支援事業に要する財源といたしまして、ふるさと応援基金を取り崩し、繰り入れるものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はございませんか。 河内議員</p>
河内議員	<p>別冊の7ページです。 6款商工費、商工会、商工総務費の18節です。負担金補助及び交付金、経営持続化緊急支援金なんですけど、手続、申請が非常に複雑と聞いてます。もっと簡単にできないのか。それと、申請したらどれくらいで支払っていただけるのかお尋ねします。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。 まず申請については、もうできるだけ簡略化して、必要最低限の手続書類というふうに考えております。 1つは申請書です。必要書類としましては申請書、そして添付書類として国もしくは県の決定通知、そして、あと、こちらから振り込みますので口座の振り込み情報、この3点というふうに考えております。 手続につきましては、早速、準備はできております。今日、議決を頂きましたら、もう今日からスタートというふうに考えております。申請へ参りましたら受け付けしまして、大体1週間もしくは2週間で振込みというふうに考えております。 以上です。</p>
議長	河内議員
河内議員	申請者が多くなった場合、さらなる増額はあるんでしょうか。
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えします。 今回の施策については、一応この10万円ということで考えております。また、先々については、状況に応じて検討していきたいと考えております。</p>
議長	河内議員
河内議員	10万円はわかるんですが、この予算の中で予算をオーバーした人ですよ。それについてはどうされるんですか。
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。 見込みとしましては、1,000事業所。内訳、商工業者関係が700、そして農業者等で300ということで、少し多めに見積もっているところでございます。 ご質問のとおり、もし万が一オーバーしたらというケースにおいては、どうにか補正なりで対応していきたいと考えております。</p>
議長	木村博文議員
木村博文議員	<p>今の支援金の部分で、お尋ねいたします。 前年度と比べて、どれだけ以上の落ち込みがあった場合ということだったんですが、1年以内、前年度実績がないところについて、これはメディアとかも取り上げておりますけども、町長もご存じだろうと思っておりますけど、事業を始めた方はどうしてもイニシャルコストの部分の負担が、ものすごく最初の何年かは大きいんですね。その部分で、なおかつこういうことがあると、もう撤退するしかないと思われているところもあると思うんです。</p>

	<p>だから、ぜひ、そういう方を何らかの形でケアしていただきたい。今、国県の方 向性を聞きますと、ちょっとその部分のケアは厳しいだろうなというところもあり ます。いや、積極的にその部分について取り組んであるところもあります。ぜひ、 町単独で、そういう方にプラスの支援をお願いしたい。やはり、地域から、そうい うふうな飲食店なり何なりが撤退されると、何か活気がなくなって沈んじゃうん です、地域が。</p> <p>ぜひ、そのあたりをケアしていただきたいと思うんですが、町長、お考えをお尋 ねいたします。</p>
議 長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>ご質問が昨年同月と比べられないケース、それ以降に商売を始められた方々も拾 ってほしいというご意見だろうと思います。</p> <p>まず、うちのこの10万円プラスというのが、国県が対象とした事業者、国が5 0%以上、県が50%未満30%以上という減収にあった業種、事業所が対象にな るんですが、基本的には、それ以降、商売を始められた事業を始められた方々はど うするんだということですが、現在の国の持続給付金においてもそういったケース も考えてありまして、比べようがないなら直近、当該月の前3カ月と比較してどう なんだというところで拾っていきこうじゃないかというふうな国の給付金になってお りますので、そこらあたりは広く拾っていきけるんじゃないかなと考えております。 以上です。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>ありがとうございます。</p> <p>ぜひ、それはしっかりケアしていただきたい。</p> <p>それから、商工会とも協議されて連絡調整されたということでお聞きしておりま した、意見を。そういった中で、それをまとめる商工会に対しても今以上プラスの 支援金を出していただきたいと、使っていただきたいと思うわけですが、そのあた りどうでしょう。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の支援金は10万円の一律交付と、やはりこの中小企業等々が大きな目玉で あろうと考えております。</p> <p>先日も商工会のほうに、私どもも数回尋ねておりますけれども、尋ねたら、今、 1日7、8件の申し出があっているというところで、事務的に非常に煩雑じゃない かと心配いたしましたけれども、今のところ対応できているということでございま す。</p> <p>さらなる事務等の対応が一番の課題だと、そのように担当の方も言うておられま したんで、十分連携をとりながら、連絡をとりながら、必要であれば支援してい きたいと思っております。</p> <p>ただ、今の段階で、商工会そのものに支援金を出すような考えは持っておりませ ん。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	ほかにございますか。 石橋議員
石橋議員	<p>特別給付金のことに関しまして、DVを受けていらっしゃる方の給付なんですけ れども、先日、県のほうからデータが5月の8日に来るということでお話をされて たんですけれども、町の対応としましては、再度確認なんですけれども、どのよう</p>

	な対応をされるのかお聞きいたします。
議 長	総務課長
総務課長	<p>定額給付金の説明を先日させていただきました。特にDV関係の取り扱いにつきましては、先日もお話ししましたように、7日8日に県からのデータが来て、その分を申請書から、引き抜くという言葉はちょっと悪うございますけれども、先日、データが参りました。それで早速、申請書の差しかえを今、行っているところでございます。</p> <p>引き抜きなどが終わりました、早々に郵便局のほうに全部持っていきたいと考えておるところでございます。一応、手続としては、ある程度、完了しておるところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	一応、DVを受けている方が、本人さんが申出書を出さないと、あくまでもやっぱり町としては給付することはできないんですよ。お尋ねいたします。
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まず、住民登録の関係、きちんと手続をされている方はそれで結構でございます。ただし、まだ相談とか、そういう段階の人につきましては、やはりきちんと手続を踏んでいただかないと、私どもとしてみまして、そういう案件になっているのかどうかというのが把握できませんので、そこはよろしくお願ひしたいと考えておるところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	石橋議員
石橋議員	<p>弱い方の立場といたしましては、本当に1人も漏れなくこの10万円が行き届くように、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ほかに。 寺原議員
寺原議員	<p>9款8項の社会教育費260万円、小中学生に図書カード配るということなんですけども、町民の方から、実際、図書カードをもらった、そしてどこで使うのかと。結局本屋は町内にはないので、朝倉市とか筑紫野とか近隣のところでそのお金が使われるんだろうと。これ、どうなんですかというふうなことを聞きました。</p> <p>こういうふうな休校という措置がとられる中で、少しでも読書に親しんでほしいというようなことの狙いがあるってこの図書カードが配られますというふうな狙いを説明したんですけども、一方で、こういう事態が続くとなれば、町内の消費につながるような事業者及び利用者、一般町民に対しての支援が何らか必要になってくるんじゃないかなというふうにも思うところです。</p> <p>この点について、どのようにお考えかお尋ねします。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の図書券交付につきましては、学校に通学できない、都会の子供たちは通学できなくてもそういった環境にある、そのハンディを幾らかでも解消したいという思いでございます。</p> <p>本屋さんが町内にあれば、当然そこを利用していただくことになりましょうし、また通信販売等で購入することも可能だと思っております。特に、オンライン教育というのが今後進んでまいりますので、そういった、きっかけになれば手がかりに</p>

	<p>なればという思いでございます。したがしまして、図書購入費等々については本町でなくてもやむを得ないという判断でございます。</p> <p>全て、本町で消費、生産できるものではございませんので、その辺のところはご理解をいただきたいと思っております。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>学校についてお尋ねします。</p> <p>学校についてですが、テレビを使った授業、これは、あちこちでされておりますけれども、本町はどうされるつもりですか。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>補正予算の内容とちょっと異なるかとは思いますが、お答えしたいと思います。</p> <p>テレビを使った授業というか学習ということですが、今の各テレビ局とかで、特にNHKの教育テレビ等を使ったプログラムがたくさん用意をされております。それで、保護者あるいは児童生徒に対しては学校のほうからホームページ等を通じて、あるいはメール等を通じて、こういったプログラムが用意されているのかということを知り、その活用を図っていただいております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	木村博文議員
木村博文議員	<p>その予算の中には入っていないから、どうされるべきなのかな、ということがみてとれなかったから質問したわけでありまして、やはりタブレットを準備することによって、そこが準備できれば何らかの動きができるというような、テレビなんかでは報道なんかされています。</p> <p>ぜひ、タブレット、子供の人数、どれぐらいおって、子供たち1人1人にタブレットを配ったら、どれぐらいの予算計上せないかというのが計算されたかどうか分かりませんが、ぜひ、そのあたりをしっかりと検討していただいて導入していただきたいんですが、町長、どうでしょう。予算の部分ですから。</p>
議 長	田頭町長
町 長	<p>これはもう教育委員会部局になりますけれども、G I G A教育構想がございます。当然それに向けて、予算措置、補助金申請等の手続を、今、教育関係でやっております。ちょっとコロナが早かったもんですから、コロナが2年後に来ておれば、その体制ができておったんだと、全国の自治体の学校が考えているわけでございます。</p> <p>ただ、その先取りは、膨大な費用、後であると思っておりますけれども、本当に国が考えておりました、そういった通信的なI C Tを使ったような教育、あるいはテレワーク、そういったものが大きくコロナによって変わってくるだろうということは想定されるわけでありまして、ただ、今回の国の補助金等の予算では賄えないような事業費になろうかと思っております。</p> <p>教育長のほうから、また内容については説明をしてもらいたいと思っております。</p>
議 長	教育長
教育長	<p>お答えいたします。</p> <p>今、町長のほうが申しましたように、G I G Aスクール構想というのがございまして、これを平成元年度の補正予算で認めていただきまして、現在、取り組んでいるところでございます。</p> <p>今年度につきましては、現在、各学校のW i - F i 環境等、通信環境等が整っておりませんので、まず、そこを整えるということで現在、事業を進めているところでございます。そして、児童生徒1人に1台のタブレット等端末を配布するという</p>

	<p>ことで、国のほうも事業を前倒しですということ、本年度の補正予算等で、それを国のほうも考えているようです。それによって、うちのほうも少しでも早くタブレット等の端末が1人1人に行き渡るように、計画を今後していきたいと思っております。</p> <p>何しろ、全国で台数がものすごい数でありますので、なかなか一度に揃うというのは難しいというようなことも聞いております。それから、特に福岡県の場合が、全国的にもタブレットの1人1台がおくれておりまして、現在、平均すると7人に1台の端末です。本町でも大体7人に1台の割合での今、設置となっております。</p> <p>これは、他県に行きますと、例えば佐賀県ですと、ほとんどタブレット、端末が1人1台に近いような台数とかでやっているところですよ。</p> <p>国のほうも、3人に1台ということで目標を持って今やっていたところに、今回のコロナの感染症の問題が発生しましたので、急遽、国のほうも前倒しで1人1台ということで、今、計画的に補正予算を組んで対応しかかっているところでございます。</p> <p>以上が現状でございます。</p>
議長	<p>ほかに質問ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質問を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第23号「令和2年度筑前町一般会計補正予算(第1号)について」を採決します。</p> <p>議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで休憩をしたいと思います。</p> <p>11時15分から再開します。</p> <p>終わりまでいいですか。次の終わりの回までありますけど、いいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは続けさせていただきます。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第24号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>健康課長</p>
健康課長	<p>議案書73ページをお願いいたします。一番最後のページになっているかと思っております。</p> <p>議案第24号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」</p> <p>令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の国保特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。</p> <p>めくって1ページになります。</p>

	<p>令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億759万1,000円とするものです。</p> <p>7ページの歳出からご説明を申し上げます。</p> <p>2款6項1目傷病手当金27万円の増額補正です。これは議案第22号で提案説明いたしました新型コロナウイルスに限定した傷病手当金に係る条例の一部改正の主な内容のとおり、本町の被保険者の中で給与収入があるものから、1日当たりの額や就労不能の日数等を算出し、見込みまして、予算計上しているものでございます。</p> <p>6ページの歳入をお願いいたします。</p> <p>6款1項1目保険給付費等交付金、歳出の傷病手当金、補正計上額と同額の27万円を、特別交付金での計上としております。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第24号「令和2年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。</p> <p>議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。したがって議案第24号は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで日程は終了いたしました。終了前に町長に対し議会よりお願いがございます。</p>
議長	横山副議長
横山副議長	<p>現在、町長は、防災無線において新型コロナウイルスの現状について発信をしておられます。本日、議案成立した10万円支給のほか、新聞等で発表されている内容及び本町の対応等を町長の声で町民に周知できるよう、防災無線を通して発信をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
町長	はい。
議長	<p>これで本日の日程、全部終了いたしました。</p> <p>町長から挨拶があると思います。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>閉会に当たりまして、お礼を申し上げます。</p> <p>全ての議案、可決、承認いただきました。ありがとうございます。</p> <p>住民の皆様方は、今回のコロナ対応のための自粛要請に対しまして、連休のステイホームをはじめとし、3密対策、休業や施設利用制限など、さまざまに、ご協力いただいております。</p> <p>この国民性、町民性に心から感謝申し上げ、誇りに思うところであります。</p> <p>私も行政職員も、この思いに応えるべく努力をしております。</p> <p>役場も、コロナ緊急体制として対策本部を立ち上げて、13回の会議をもとに各</p>

	<p>課の応援体制を組み、特に10万円交付事業等の準備は、5月11日までに発送、12日に受付開始、5月下旬交付のスケジュールで進めてまいります。</p> <p>さらに、国からは、コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金の本町限度額1億4,000万円余が内包されているところです。</p> <p>しっかりアンテナを張り、住民の皆様の声と、私ども職員も、プロとしてアフターコロナ社会を展望しつつ、地方創生計画を策定し実行しなければなりません。</p> <p>今後、厳しい局面も想定されますが、ピンチこそチャンスの思いを持って取り組んでまいります。</p> <p>議員各位におかれましては、一層のご指導、ご協力をお願いし、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。</p> <p>先ほどの横山副議長からの要望に対しまして、基本的なことにつきましては私のほうから防災無線等を活用させていただきます。</p> <p>ただ、全ての事業等を説明するには、放送では、なかなか困難だと考えますので、ホームページ等活用、さらには来月号の広報等で住民の方々にはお知らせをしていきたいと、そのように考えます。よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>町長からの挨拶が終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>令和2年第1回筑前町議会臨時会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(11:14)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 田中政浩</p> <p style="text-align: center;">13番 議員 横山善美</p> <p style="text-align: center;">1番 議員 寺原裕明</p>